

第9章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア州においては、国内産業の保護等を目的に 1906 年以来、余剰材と認められたもの以外の丸太及びチップの輸出を禁止していたが、1986 年には、更に、米マツ及びトウヒの高品質材、米スギについては、余剰があっても州林業大臣の許可を受けた場合等を除き輸出禁止とした。

<国際ルール上の問題点>

森林資源の保護等を口実に国内産業の保護を行っている可能性があることから、GATT 第 11 条に違反している可能性が極めて高い。

当該措置は地方政府の措置であるが、カナダは GATT 第 24 条 12 項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実に国内産業の保護を行っている可能性があることから、2006 年についても、WTO 新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行っている。

関 税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は 5.3 % であり、日・米・EU といった主要先進国の水準より若干高い水準にある。高関税品目としては、グラスファイバー製品(最高 15.5 %)、衣類(最高 18 %)、造船及びタンカー(最高 25 %)がある。非農産品の譲許率は、99.7 % となっている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。